

令和2年度 第3回生駒市 障がい者地域自立支援協議会

時間：令和2年11月20日（金）

午後1時30分から

場所：福祉センター フレンドルーム

1. 開会

事務局：令和2年度、第3回生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催させていただきます。
（資料の確認）

2. 案件

（1）第6期障がい者福祉計画（案）について

事務局：（前回の振り返りと第1章から第3章までの説明）

会長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等はございますか。第4章の「施策の展開」はかなりの量があるので、基本目標ごとに説明していただいて、ご質問を受けることといたします。

事務局：（第4章 基本目標1について説明）

会長：ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

山本委員：この会に出席するのは2回目です。皆さん普通のマスクをしておられるので、透明なマスクをご用意いただければよいと思います。私は手話通訳の方がスムーズに読み取るために透明のマスクを使用しています。質問ですが、21ページの「医療サービス」の「ア）重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業」ですが、ろう者がコロナで入院した場合、コミュニケーション方法をどのようにするのでしょうか。どのような支援をもらえるのでしょうか。手話通訳者は派遣されるのでしょうか。手話通訳者が病院内に入って、ろう者が入院をしたときの先生とのコミュニケーションを支援するということがこれには含まれているのでしょうか。

事務局：患者さまがコロナであったときには、遠隔手話サービス等を利用して手話通訳をさせていただきますことになっています。

山本委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：コロナについては、医療機関では面会等は感染拡大防止のため、すべて認めないという原則です。これはマスコミなどでよく報道されています。コロナで亡くなっても面会もできません。コロナ拡大予防のために国が実施していることです。

山本委員：コロナ関連の場合、入院して他の人に会えないということですが、コロナ以外に入院した場合にも面談できなかつたと聞きました。ろう者の場合は手話通訳者がいない場合、コミュニケーションが取れませんので筆談でやり取りするしかなかったということもあります。最悪の場合、その人が亡くなってしまったら家族に会えないままで本当に寂しいことになります。コロナに感染して亡くなった場合、他の人に会えないということとは理解しています。それは聞こえる方も同じだということでは仕方のないことだと思っています。

会長：よろしいですか。ただ、病院によってスタッフが十分対応できるかは個々の病院によって違うと思います。ここではそういったことはわからないということしかお答えできませんがよろしいでしょうか。

事務局：山本委員からのご質問ですが、もし、ろうの方が入院された場合は、この「重度障がい者入院時コミュニケーション」というより、普通の手話通訳でのお話になろうかと思っています。重度障がい者の入院時というのは、主に重度の知的障がいの方など、こちらのほうを対象としているものでございます。

山本委員：ろう者の中にも重度の方や軽度の方がみえます。軽度の場合は補聴器等でコミュニケーションを取られている方もおられますが、身体障害者手帳1級、2級も含めて重度の聴覚障がいの方もこれに含まれると思いました。

事務局：重度に関わらず聴覚障がいの方には入院時の支援等させていただきます。

事務局：（第4章 基本目標2について説明）

会長：ただ今の説明について、ご意見やご質問はございませんか。

山本委員：今の資料の見方ですが、「再掲」と載っている事業がありますが、どういった意味でしょうか。

事務局：再掲の意味ですが、以前のページに違うカテゴリで掲載させているのをもう一度掲載しているという意味です。

山本委員：わかりました。

世良委員：34ページ、「自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成」の「自動車の改造に要した費用を助成します」というところですが、車を買うときに車いすが乗れるように改造します。それは対象になるのでしょうか。

事務局：今現在につきましては、委員さんのおっしゃっている部分の助成はなく、ハンドルやアクセルやブレーキなどの改造が対象となります。

世良委員：36ページの「各種福祉手当の支給」のところ、固定資産税の軽減があります。家から外に出るときに、車いすは階段が使えないので駐車場までスロープをつけます。直接リフトから車いすで出られるようにしたりするのですが、それは対象になりますか。

事務局：外のガレージから玄関までいくところですね。後で確認してお答えさせていただきますが、今、制度の内容を見ておりましたら住宅となっております。改めてご回答させていただきます。

事務局：41ページに「住宅改修費の支給」があります。バリアフリー化に使える助成がありますので、別途ご相談ください。

世良委員：40ページの災害時のことなのですが、車いすに乗っている人は避難所までいけません。避難することができません。それを理解していただけたらと思います。まず動くことができませんので、そこをわかっていただけていないところが多いと思います。また、41ページの主な取り組みの「公共施設の整備」で、井手山屋内温水プールT A Cの脱衣場ですが、車いすに乗っている人は台がないと着替えにくいです。福祉センターには台があります。台があったほうが車いすに乗っている人は着替えがしやすいです。それを囲うようなパーティションやカーテンなどをしていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

事務局：また詳細を聞かせていただきまして担当課に伝えさせていただきます。

事務局：災害時に避難所までの避難が困難という方につきましては、先ほど皆さんご存知ではないといったアンケートにお答えいただいた、生駒市災害時要援護者避難支援事業がそれに該当します。登録制なのですが、お困りの方に周りの方が手をとっていただいで一緒に避難していただくような制度があります。

古川委員：この案ができあがったときに私が一番気になったのは、障がい者と書かれています。これは年齢的にいくつの方が当てはまるのでしょうか。何歳に対しての障がい者なのかかわからないと思います。これはどのように取ったらよいのでしょうか。すべてに「障がい者に対して」とか「障がい者支援施設」ということが書かれているのですが、その対象がどういった人になるのか疑問を持って説明の内容を聞いておりました。アンケートは子どもや家族にも取っているのですが、今の説明ではほとんどの障がい者に対して年齢的なものが書かれていないので、見た目はどうやって取ったらよいかわかりません。少し細くなるかもしれませんが、そういった配慮もできたらお願いしたいと思います。見てわかるように書いてもらえるとよいと思います。

事務局：基本的な考え方としては冒頭の説明でございましたように、目次のところで「障がいのある方を「障がい者」と表記しています」と書かせていただきました。それぞれ基本目標、基本理念など例えば「生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実」であれば、ここにつきましては主に子どもたちをターゲットとしているものとなっています。その施策の中でターゲットを決めていくようなかたちにはなっているかと思いますが、今おっしゃったことについてはかなり細かい作業になってくるかと思いますが、まずは施策ごとにターゲットが異なることをご理解いただけたらと思います。

古川委員：34ページを見ていただけますか。「障がい者等交通費等助成事業」があります。ここに障がい者と書かれています。私は生きいきクーポンの対象にはなりません。だから障がい者、障がい者と書かれています。対象になる人がわかりません。見た人が、私は障がい者だから生きいきクーポンをもらえると誤ってしまいます。このようにところどころ誤解を招く部分があります。実際に細かいことについては市役所の障がい窓口にお尋ねくださいとなります。こういうことができるのだと思って、実際にこれをしたいですと窓口に行ったら対応もスムーズにできるのではないかと思います。いろいろ見っていますが、この対象はどの障がい者で年齢は何歳になるのだろうかと非常に思った部分があります。皆さんは何気なく読んでいるかもしれませんが、障がい者自身にはすごく引っかけります。介護保険でも、例えば65歳から使えるとか、聴覚障がいの

人はヘルパーさんでもコミュニケーションが大切だから手話ができる人が入ってくれたらすごくその時間を安心して介護や介助を受けられます。そういったことに対して、少しでも配慮ができたらうれしいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。確かに制度の中では対象を絞らせていただいている事業もありますので、その分につきましてはできる限り記載するように努めたいと思います。ただ、全部になると大変な作業になってまいりますので、主だったところにつきましては事業概要のところに、この事業について対象が書ける分につきましては検討させていただきたいと思います。

資料の訂正が2か所ございます。24ページと33ページをご覧ください。まず、24ページの一番下「保育所等訪問支援」がでございます。33ページの上の表の一番下、事業名が同じく「保育所等訪問支援」とございます。事業概要という右欄ですが、同じ内容なのですが異なって書き方をしておりますので、24ページに書いている分を訂正させていただき、33ページの表現に統一させていただきたいと考えております。もう1点、同じ33ページの今ご覧いただいております一番上「居宅訪問型児童発達支援」につきましては、24ページのところでも障がい児療育に関わる事業があります。その分が漏れておりましたので、24ページに「居宅訪問型児童発達支援」を追加させていただきます。訂正箇所は以上です。

会長：介護保険など、適応年齢をここに記載されたらわかりやすいのではないかと思います。生きいきクーポンが何歳以上、介護保険はどんな方が何歳以上というように書かれたらわかりやすいと思います。

伊藤委員：41ページ、生駒市の「バリアフリーの基本構想」についてですが、今、近鉄南生駒周辺の基本構想がされているのですが、聴力障がいの方で駅の無人化が多くなってきている中で、切符の買い方やいろいろな問題があったときに駅員を呼ぶことができません。呼ぶことができていてもブザーや電話であれば聞こえません。そういった対応は近鉄の対応になると思いますが、行政からもそういった対応はできないのでしょうか。

事務局：こちらとしては、こういった意見があったということで、担当課経由でお伝えすることはできます。

伊藤委員：バリアフリーの関係に私も入っていますが、南生駒だけの問題ではなく、駅員が一定の時間からいないという駅が結構あると思います。そこで問題が生じた場合の対応が

できるようなやり方があればと思います。バリアフリー基本構想の中にはまた出していきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。他に何かございませんか。それでは第4章の3の説明をお願いします。

事務局：（第4章 基本目標3について説明）

会長：ただ今のご説明について、ご意見、ご質問はございますか。ないようですので、次の基本目標4についてご説明をお願いいたします。

事務局：（第4章 基本目標4について説明）

会長：ただ今のご説明について、ご意見、ご質問はございますか。

伊藤委員：感想ですが、心のバリアフリーの関係でいうと、学校の取り組みや地域の取り組み、市職員に対する研修の充実ということは大事だとアンケートの中に出させていただいたものです。これを実践していただければよいと思っております。また、多様な働き方の関係で53ページですが、ハローワークとの連携は非常に重要になると思います。今後、障がい者本位の就労をもっと進めていただきたいと思っております。以上です。

会長：他にご質問等ございませんか。それでは、第5章から第7章まで事務局より説明をお願いします。

事務局：（第5章から第7章について説明）

会長：ただ今のご説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山本委員：62ページの中の「コミュニケーション支援事業」の「手話通訳者設置事業」ですが、令和5年度に2名となっています。それは職員を増やすという意味でしょうか。手話通訳者は市役所にいるような書き方ですが、実際、市役所には手話通訳者はおりません。今おられるのは福祉センターだけです。聴覚障がい者協会は市役所に手話通訳者を設置してほしいという要望を出していますので、皆さんその辺り誤解のないようにご理解を

お願いします。令和5年度手話通訳者設置事業2名というのは、目標なのでしょうか。必ず設置しますということなのでしょうか。

事務局：こちらにつきましては、あくまで目標でございます。正規職員としての対応か、また、嘱託職員としての対応か等いろいろな条件があります。それについて検討を重ね、令和5年度に増員ができたかと考えております。令和4年度までの1人という数字につきましては、福祉センターにおいて手話通訳者を設置しているという意味です。そして令和5年度までには福祉センターの1名プラス市役所における手話通訳者を設置して、合計2人を目指していくということでございます。

山本委員：市役所に手話通訳者を置いてほしいという要望は現在始まった話ではなく、10年くらい前から出し続けていることです。毎年交渉して、検討しますといったお返事をいただいておりますが、実際はなかなか実現していません。ぜひ令和5年度には実現するようにご協力をお願いいたします。

事務局：条例もできましたので、何とか頑張って1名増員できたらと思います。その辺り、ご理解ください。よろしくをお願いいたします。

会長：他にご意見、ご質問はありますか。

副会長：67ページの④「教育支援の充実」は非常に重要ところですのできちんと書いていただいております。ありがとうございます。「多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるとともに、学校教職員に対して、障がいへの一層の理解促進や知識・技術の向上に向けた取り組みを推進します」とあり、本当にそのとおりなのですが、これは教育委員会とタイアップしていくということですか。私はたまたま教育委員なのですが聞いていません。これからなのですね。

事務局：26ページに「教育の充実」という項目がございます。その中段に「研修会、研究会等の整備」があり、3つ項目立てをしているのですが、こういった取り組みが中心となってくるかと思っております。この協議会の専門部会として、こども支援部会を設けており、そこには学校の先生にもお入りいただいております。ベースは26ページの部分になるかと思っておりますが、これ以外の取り組みもこども支援部会等で考えていけたらと思っております。

副会長：よくわかりました。特別支援コーディネーターというキーワードが目立ってしまうのがむしろ気になりました。教育という枠で指導していくのであれば、特別支援の先生だけではなく、全教員共有理解、障がい等の理解を促進していきたいと委員会としては思うと思います。福祉側からは当然そうだと思います。教育の側から考えてもそのようなプランのほうが、いきなりは無理かもしれませんが、全体的に幅広く教育の中で子どもも含めて学んでいってもらうには、「全教員を対象とした」という文言を入れるだけで随分変わりますので、その辺をご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

会長：他にご意見はございませんか。それでは、進行を事務局にお返しします。

3 その他

事務局：（スケジュールについて説明）

次回会議日程：福祉センター 令和3年2月12日（金）、17日（水）どちらかで調整